

一般競争入札公告

(実施要領)

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年7月1日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部

鹿児島県済生会

支部長 吉田紀子

1 入札に付する事項

(1) 工事名

原子力災害対策 屋内退避施設構築工事

(2) 工事場所

薩摩川内市原田町2番46号

社会福祉法人 恩賜財団 済生会川内病院（以下「済生会川内病院」という。）新館3階西病棟

(3) 工事概要

原子力災害が発生した場合に、即時に避難が困難な方（要支援者）が一時的に退避できる屋内退避施設を、既存の建物（新館5階建ての3階部分）の一部を改修し構築する工事である。

(4) 工期

平成27年8月下旬～平成28年2月29日

2 入札参加者に必要な資格

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、次に掲げる要件を全て満たしていること

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 鹿児島県における建設工事指名競争入札参加資格を有する者のうち、建築一式工事に関しA級に格付けされ、審査基準日を平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に設定した経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）において建築一式工事の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、1000点以上の者であること

(3) 監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められる一級建築士又は一級建築施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）で、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを本工事に専任で配置できる者であること

(4) 入札参加申込書等の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱の、規定による指名停止を受けている者でないこと

(5) 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と、資本若しくは人事面において関連がある者でないこと

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受けた者のうち、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。

- (7) 建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を有する者であること
- (8) 建設業法第3条に規定する営業所のうち、主たる営業所を鹿児島県内に有するものであること
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずる者として鹿児島県発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。
 - ア 提出場所 済生会川内病院
 - イ 提出日時 平成27年7月9日(木)から同年7月18日(土)までのそれぞれの日(土日祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
 - ウ 提出方法 別紙の一般競争入札参加申込書をアに持参、又は郵送すること
- (2) 一般競争入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 設計書等の閲覧及び現場説明会

本工事に係る設計書、図面及び仕様書は次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間 平成27年7月10日(金)から同年7月18日(土)までのそれぞれの日(土日祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧場所 済生会川内病院
- (3) 設計図書等の購入
 - ア 希望する者については、設計書、図面及び仕様書を購入することができる。
 - イ 設計図書等は、この工事で活用する場合を除き、目的以外に使用しないこととする。
 - ウ 設計図書等の購入費用は応募者の負担とする。
- (4) 現場説明会
閲覧業者に対して設計事務所による現場説明を、平成27年7月29日(水)午後1:30より行う。

5 入札の方法等

- (1) 入札日及び時間
平成27年8月17日(月) 午後1時30分
- (2) 入札会場
済生会川内病院 新管理棟 4階 なでしこホール
- (3) 入札書
鹿児島県様式の入札書を使用すること
- (4) 委任状
代理人が入札を行う場合には、入札前に委任状を提出すること
- (5) 入札書記載金額
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、その構成員が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること

6 工事費内訳書の提出

落札した業者は落札後3日以内に工事費内訳書を済生会川内病院に提出すること

7 入札保証金

免除する。

8 入札の無効

次の（１）から（８）までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （１）入札に参加するものに必要な資格のないものとした入札
- （２）入札参加申込書を提出していない者又は、虚偽の入札参加申込みをした者のした入札
- （３）２以上の入札書（代理人として提出する入札書並びに入札参加者が提出した入札書を含む。）による入札
- （４）入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- （５）入札要件（入札金額、工事名、工事場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は、入札者の押印のない入札書による入札
- （６）記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- （７）民法第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- （８）その他入札に関する条件に違反したと認められるものとした入札

9 落札者の決定の方法

開札後、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格格（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格以上で予定価格の範囲内の最低の価格）をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札とする。この場合において最低入札価格者が２人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

10 最低制限価格

設定する。

1.1 契約書案の提出

落札者は、落札決定から7日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

1.2 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒895-0074

薩摩川内市原田町2番46号

済生会川内病院 施設整備課 担当 久木野まで (Tel.0996-23-5221 FAX 0996-22-8941)